

令和7年度

定期監査結果報告

守口市監査委員

目 次

1	監査の概要	1
2	監査の結果	
	総括	2
	個別事項	
	〔前期〕	
	危機管理室	3
	都市整備部	
	都市・交通計画課	4
	道路公園課	5
	住宅まちづくり課	7
	〔後期〕	
	健康福祉部	
	地域福祉課	8
	生活福祉課	9
	障がい福祉課	9
	高齢介護課	10
	保険課	12
	保険収納課	12
	健康推進課	13

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財務監査

(2) 監査の実施期間

[前期]

令和7年9月から同年11月

[後期]

令和7年12月から令和8年2月

(3) 監査の対象期間

[前期・後期]

令和7年1月から同年7月

(4) 監査の対象部局

[前期]

危機管理室

都市整備部…都市・交通計画課、道路公園課、住宅まちづくり課

[後期]

健康福祉部…地域福祉課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、
保険課、保険収納課、健康推進課

(5) 監査の実施方法

[前期・後期]

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

<総括>

本監査は、令和7年度から4年計画で実施する定期監査の2年度分に当たるものであるが、本市における監査基準については、既に公表しているとおりである。

今回の傾向について述べるに当たっての前提条件として、監査基準に沿って行った本監査が、問題が深刻化するおそれに重点を置いたリスクアプローチの概念を取り入れたものであることは、従前からのとおりである。よって、記述内容も必然的に、契約上の疑義を招くような契約関連業務における指摘が中心となっており、本結果中では、低リスクと認められる軽微な事務手続上の誤りまで網羅しているものではない。

また、本市職員が収賄容疑で逮捕されたことや、その後の少額随意契約事務の調査において不適切と思われる事務処理が判明したことを受け、令和7年12月25日付けで、市長から地方自治法第199条第6項の規定に基づき、少額随意契約に関する事務の執行について監査の要求があり、現在監査を行っているところである。そのため、今回の定期監査では、市長からの監査要求の発端となった収賄事件に関する契約案件については対象としていない。

今回の定期監査においては、過去から指摘してきた人為的ミスに起因する契約事務手続上での誤りや文書の保存年限の誤り、契約相手先から提出される書類の確認不足等に加え、業者への過払いが判明した事案が見受けられた。

また、4年前に実施した定期監査において指摘し、措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、実際には措置されていなかった事案が見受けられたことは誠に遺憾である。これは以前から繰り返し要望してきた基本的な事務引継ぎが行われず、内部統制が機能していないことが顕著に現れた事例であると思慮する。限られた人員で事務を執行していくには、マニュアルの整備を含めた基本的な事務引継ぎが極めて重要であることは明白であり、業務の属人化を防ぐためにも、ノウハウを継承していく仕組みづくりに一層注力されたい。

なお、以下に記載している個別事項については、今回の監査対象部局であったかどうかにかかわらず、職員一人一人が自らの部局においても同様の事例が起り得るものとして捉え、自らの事務について再確認してもらいたい。単体では小さな誤りであっても、それが積み重なることによって重大な誤りへと発展する恐れがあるという事を自覚し、定められた手続きどおりに事務を執行することはもちろんのことではあるが、規定が実務に即していないのであれば見直しについてもよく検討し、よりよい事務の遂行に繋がられることを望むものである。

＜前期個別事項＞ （危機管理室）

- 1 守口市青色防犯パトロール活動補助金の交付事務において、青色防犯パトロール活動終了後、守口市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱第10条の規定により、実施団体から実績報告書が提出されている。実績報告書は市が様式を作成しているが、引用する要綱の条項が誤って記載されていた。
- 2 消防団車両法定点検（16分団・学習車）において、随意契約を行うに当たり、3者へ見積書の提出を依頼していたが、内2者は辞退であった。この場合、見積り合わせは成立していないことから、本来であれば他業者から改めて見積書を徴して見積り合わせを行うべきである。事情により見積書を提出した1者と随意契約を行うのであれば、その根拠を明記した特命理由書が必要となるが、作成されていなかった。
- 3 ゼンリン住宅地図LGWAN使用契約において、次の事項が見受けられた。
 - （1）契約締結起案に契約書の作成を省略する旨が記載されていたが、実際には契約書が作成されていた。
 - （2）契約書に公印を押印しているが、公印を使用した時に起案等に押印することとなっている公印使用印が押印されていなかった。
- 4 簡易消火栓撤去工事No. 777において、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
- 5 消防無線卓上受令機移設整備工事において、次の事項が見受けられた。
 - （1）設計書の記載内容に一部誤りがあった。
 - （2）執行伺書に記載の随意契約の適用条項に誤りがあった。
 - （3）契約書において提出することとされている「工程表」等の契約関係書類が提出されていなかった。
- 6 自動体外式除細動器借上事業において、次の事項が見受けられた。
 - （1）守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に履行保証

保険が締結されていた。

(2) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。

7 防犯カメラ借上事業に係る賃貸借契約において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除していたが、契約期間が長期であり、契約期間全てを一括して充足する履行保証保険に加入することができないため、契約締結日から令和5年9月30日までを保険期間とした履行保証保険に加入し、同保険期間満了時に残期間を保険期間とした履行保証保険に加入することとされていた。しかし、契約締結日から令和5年9月30日までを保険期間とした履行保証保険証券は提出されていたものの、令和5年10月1日から令和12年9月30日を保険期間とした履行保証保険証券が提出されていなかった。

(2) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。

(都市整備部)

都市・交通計画課

1 納入通知書には、地方自治法施行令第154条第3項の規定により、納期限を記載しなければならないとされているが、納期限を記載せずに通知している事例が散見された。

2 契約締結後、契約業者から提出される「業務責任者届」等の契約関係書類については、支出負担行為伺書に添付して決裁を受けることとされているが、支出負担行為伺書に添付することなく、課内でデータ保存されているのみであるものが散見された。

3 コミュニティバス運行等業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に履行保証保険契約が締結されていた。また、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。

- (2) 契約業者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日が記載されていなかった。
 - (3) 仕様書において事前に提出することとされている「運行管理責任者の運転記録証明書」が提出されていなかった。
 - (4) 仕様書に基づき、従事する運転者の運転免許証の写し・運転記録証明書・経歴書が提出されていたが、運転者が変更となった際には提出されていなかった。
 - (5) 仕様書において、受託者は「安全委員会を設置し、月に1回活動するとともに、その結果を委託者に報告すること」とされているが、報告されていなかった。
- 4 守口市自転車駐車場は指定管理者が管理を行っており、基本協定書において、指定管理者は「毎月10日までに、前月分に係る業務の実施状況報告書を提出し、その確認を得なければならない」と規定されているが、10日を過ぎて提出されている月が散見された。
- 5 放置自転車等の街頭指導及び啓発等の業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を行っているが、その場合に必要手続きである契約規則第15条第2項に規定された「契約内容等の事前公表」及び「契約の締結状況の公表」が行われていなかった。

道路公園課

- 1 道路パトロール支援サービス業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約書において、「契約金額の内訳は別紙のとおりとする」と記載があるが、契約書に別紙が添付されていなかった。
 - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
 - (3) 契約保証金は契約規則第21条第1号により免除されていたが、履行保証保険証券（原本）が添付されていなかった。また、本契約締結日までに履

行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて履行保証保険契約が締結されていた。

2 都市計画道路豊秀松月線補償調査業務委託（再積算業務）において、契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第2号を適用しているが、契約書には同条第1号と誤った根拠法令が記載されていた。

3 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託（旧佐太老人福祉センター）において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約保証金は契約規則第21条第3号により免除されていたが、正しくは同条第6号によるものであった。

(2) 契約書頭書に契約保証金の金額が記載されていなかった。

4 一般府道北大日竜田線補償調査業務委託において、契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第3号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しの内1部が、同号にいう「過去2年間」のものではなかった。

5 旧佐太老人福祉センター石綿除去工事監視業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約書第2条において「契約金額の内訳は、別紙のとおりとする」と規定されているが、別紙が添付されていなかった。

(2) 契約保証金を納付するために発行する納付書の納付期限が契約締結日を過ぎており、契約締結日までに納付されていなかった。

(3) 契約書において、「受注者は、契約締結後7日以内に業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない」と規定されているが、期間内に提出されていなかった。

6 南わくわく公園防音壁設置工事において、契約書頭書に適用除外条項がないにも関わらず、前文に「適用除外条項は、上記9の項のとおり」と誤って記載されていた。

7 公共用地境界確定補助業務委託における委託業務精算書の金額及び件名に一部誤りがあった。

住宅まちづくり課

- 1 屋外広告物の許可事務において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 前回の許可期間が満了となることから、継続して設置するために許可申請されていたが、新たな許可開始日までに申請及び手数料の徴収がされていないものが散見された。
 - (2) 申請者へ送付する「屋外広告物許可書」と許可書発行前の決裁時に添付されている「決裁整理票」に記載されている許可番号が異なっているものがあった。
- 2 開発登録簿の写し交付事務において、申請書に交付内訳枚数、決裁日及び施行日が記入されていないものがあった。
- 3 建築物台帳記載事項証明書等の写しの交付事務において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 建築物台帳記載事項証明申請書の記載事項に一部誤りがあった。
 - (2) 守口市事務決裁規程（以下「事務決裁規程」という。）別表第1の1の6の項において、「公簿の閲覧の許可及び証明書等の交付に関すること」は課長代理の専決事項であると規定されているが、建築計画概要書等の閲覧・写しの交付申請書には担当者及び主任の決裁欄があるのみで、課長代理による専決処理が行われていなかった。また、申請書の記載事項（申請日、申請書類、申請目的、検収者等）が記載されていないものが散見された。
- 4 GIS保守点検業務委託において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて履行保証保険契約が締結されていた。
- 5 特定建築物及び特定建築設備等定期報告業務委託の契約書第4条第3項において、「委託業務の一部を第三者へ委託するための承認を得る場合には、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、当該第三者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、すべての当該第三者に提出させなければならない。」と規定されているが、誓約書が提出されていないかった。

- 6 市営住宅住替等補償調査業務委託において、業務完了実績数量に基づき、契約書第21条を根拠として変更契約を締結しているが、正しくは契約書第19条であった。
- 7 市営住宅補償説明等業務委託において、契約保証金は契約規則第21条第3号により免除されていたが、正しくは同条第1号によるものであった。
- 8 守口市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第11条において、「補助決定者は、耐震診断を行ったときは、15日以内に守口市既存民間建築物耐震診断報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。」と規定されているが、期日までに報告されていないものがあつた。

＜後期個別事項＞

(健康福祉部)

地域福祉課

- 1 契約締結後、契約業者から提出される「業務責任者届」等の契約関係書類については、支出負担行為伺書に添付して決裁を受けることとされているが、支出負担行為伺書に添付することなく保存されているものが散見された。
- 2 文書保存種別の標準規程において、「予算の執行に関するもの」や「支出負担行為に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、支出負担行為伺書及び支出命令書が3年保存とされているものがあつた。
- 3 守口市物価高騰低所得世帯支援給付金支給関連業務委託において、契約書に「契約金額の内訳は、別紙のとおりとする」と記載があるが、契約書に別紙が添付されていなかった。
- 4 福祉総合システム使用契約（延長分）において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 見積依頼書に「見積書とともに、見積書記載金額の基となった内訳書（別添指定様式）を提出すること。」と記載されていたが、内訳書の指定様式が添付されていなかった。
 - (2) 仕様書において、受注者は当該月の賃貸借料の請求を翌月10日までに行うものとする規定されているが、10日を過ぎて請求されている月があつた。

生活福祉課

- 1 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る回線契約において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 予定価格書及び見積経過表には本来契約期間全体の金額を記載すべきであるが、契約初年度のコレが記載されていた。
 - (2) 随意契約により契約を締結しているが、適用条項に誤りがあった。
- 2 守口市被保護者就労支援事業等業務委託の仕様書において、当月に係る業務の実施状況について「キャリアカウンセリング業務実施報告書」、「求人開拓業務実施報告書」、「被保護者家計改善支援事業に関する報告書」をそれぞれ作成し、翌月10日までに報告することとされているが、「被保護者家計改善支援事業に関する報告書」が提出されていなかった。これは、令和3年度の定期監査においても同じ指摘を行ったが、措置されていなかったものである。

障がい福祉課

- 1 エル・フェスタ運営業務委託の仕様書において、「事業者は、事業終了後60日以内に、事業報告書及び完了届を作成し、市に提出すること」と規定されているが、期日までに提出されていなかった。
- 2 守口市障がい支援区分認定調査業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約保証金の金額の算出に誤りがあった。
 - (2) 随意契約により契約を締結しているが、適用条項に誤りがあった。
- 3 障がい者相談支援事業業務において、個人情報取扱作業責任者届兼業務従事者の管理体制及び実施体制届が提出されていたが、添付することとされている業務従事者の管理体制及び実施体制図が添付されていなかった。
- 4 医療的ケア児等コーディネータ配置業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 随意契約により契約を締結しているが、適用条項に誤りがあった。

- (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報取扱いに係る作業責任者の報告」、「業務従事者の管理体制及び実施体制の報告」が履行されていなかった。
- 5 タブレット端末通信サービス利用契約において、次の事項が見受けられた。
- (1) 月額単価により契約を締結しており、見積業者からも月額単価の見積書が提出されていたが、予定価格書は単価ではなく予定総額により作成されていた。また、総額で作成された見積書比較価格も実施起案等の内容と一致していなかった。
- (2) 守口市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準において、長期継続契約に該当する契約については、実施起案や契約書等に「長期継続契約であることを「地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第〇条第〇号に基づく長期継続契約」として明記することとする。」と規定されているが、明記されていなかった。

高齢介護課

- 1 文書保存種別の標準規程において、「予算の執行に関するもの」や「支出負担行為に関するもの」、「契約に関するもの」、「補助金に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、支出負担行為伺書、支出命令書、調定決議書、実施起案、契約締結起案、検査調書作成起案及び補助金交付決定起案が3年保存とされているものが散見された。
- 2 守口市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱において、補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならないと規定されている。しかし、担当課が補助事業者に送付している実績報告書の提出依頼文書において、提出期限を令和7年4月7日と通知していた。また、市長は実績報告書の審査後、補助金の確定通知を補助事業者に送付し、補助事業者は確定通知を受領後、補助金交付請求書を市長へ提出することとされているが、実績報告書と同時に金額・日付を空白とした請求書の提出を求めている。
- 3 さんあい広場「さた」自動ドア保守点検業務委託において、見積依頼書に記載されている見積書提出日時及び予定価格書に記載されている見積日、予定価格書の封筒に記載されている見積日、見積書の提出日がそれぞれ違う日付となっていた。

- 4 守口市認知症カフェ運営補助金の補助対象事業は、要綱に規定された要件を全て満たす認知症カフェを運営する事業とされており、要件のひとつに「1回当たりの開設時間が2時間以上であること」と規定されており、やむを得ない理由がある場合は要件を満たした事業を実施したものとみなすことができるとされているが、起案等にやむを得ない理由がある事業である旨の記載がないにもかかわらず、1回あたりの開設時間が2時間未満である事業についても補助金が交付されていた。
- 5 地域包括支援センターシステム保守業務委託において、契約業者は契約締結日までに契約保証金を納付することとされているが、契約締結日以後に契約保証金が納付されていた。
- 6 守口市要介護認定調査業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約規則第21条第3号により契約保証金を免除する場合は、実績を証明する契約書の写しを添付することとされているが、その写しが添付されていなかった。
 - (2) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。
 - (3) 契約保証金の額は、契約規則第19条において契約金額の100分の10に相当する額以上と規定されており、単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上となるが、予定数量を乗じることなく単価から契約保証金の額を算出していた。また、少額であることを理由に随意契約を行い、契約保証金を免除していたが、ほとんどの契約において実施予定件数が起案や仕様書のどこにも記載されておらず、少額であるかどうか判断ができなかった。
 - (4) 随意契約を締結する理由として、調査可能な業者が1者のみのためとされていたが、同じ理由で複数の契約が締結されていた。
- 7 守口市高齢者及び重度障がい者（児）外出支援事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 単価承諾書には「タクシー乗車料金（消費税込）から利用券による1,200円の助成を行っていることから非課税とする」との文言が記載されていたが、契約書には契約金額は「消費税及び地方消費税を含む」と記載されていた。

(2) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。

8 おうちであんしん高齢者見守り支援事業補助金の交付事務において、次の事項が見受けられた。

(1) 補助金の交付申請日より前に収受処理を行っているものがあった。

(2) 交付申請書には、安否確認を必要とする別居の家族等の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・交付対象者との続柄・異変を感じた場合に救急要請等の対応を行うことに対する署名欄が設けられているが、氏名及び続柄が記入されているのみで、その他の欄に必要事項が記載されていないものがあった。

保険課

1 文書保存種別の標準規程において、「予算の執行に関するもの」や「支出負担行為に関するもの」、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、支出負担行為伺書、支出命令書、調定決議書、実施起案が3年保存とされているものが散見された。

2 特定保健指導業務委託において、契約保証金の金額の算出に誤りがあった。

保険収納課

1 文書保存種別の標準規程において、「予算の執行に関するもの」や「支出負担行為に関するもの」、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、支出負担行為伺書、支出命令書、戻出命令書、実施起案、契約締結起案が3年保存とされているものが散見された。

2 事務決裁規程別表第1の1の6の項において、「証明書等の交付に関すること」は課長代理の専決事項であると規定されているが、国民健康保険料納料証明交付申請書には担当者及び主任の決裁欄があるのみで、課長代理による専決処理が行われていなかった。

健康推進課

- 1 業務委託を行う際、契約書において、業務責任者届や業務実施計画書、個人情報取扱作業責任者届、業務従事者の管理体制及び実施体制届といった契約関係書類の提出を求めているが、大部分の契約において契約関係書類が提出されていなかった。
- 2 「週刊保健衛生ニュース」を年間購読しているが、契約金額と異なる金額が請求され、同額が支出されていた。
- 3 非常用発電設備F点検整備作業業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約書において、受注者は「契約金額内訳書に定める当該完了月分の契約金額の支払を発注者に請求することができる」と規定しているが、契約金額内訳書が添付されていなかった。
 - (2) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて履行保証保険契約が締結されていた。
- 4 第二次守口市健康増進計画策定支援業務委託において、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
- 5 守口市市民保健センター施設維持管理業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除する場合、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。
 - (2) 仕様書において、受注者は毎年度3月中旬までに翌年度分の年間業務計画書を提出することとされているが、提出されていなかった。
- 6 乳がん（マンモグラフィ）検診業務委託の契約書において、「受注者は、業務を完了したときは業務完了届を発注者に提出し、検査合格後に完了月分の契約金額の支払を請求することができる」と規定されているが、業務完了届が提出されていなかった。

7 守口市市民保健センター胸部X線装置（FPD・FCR・受付システム）
保守業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 随意契約により契約を締結しているが、適用条項に誤りがあった。
- (2) 見積依頼書に「見積書とともに、見積書記載金額の基となった内訳書（別添指定様式）を提出すること。」と記載されていたが、内訳書の指定様式が添付されていなかった。

8 休日応急診療業務委託の契約書において、受注者は「契約金額の支払を前期・後期の2回に分割し、部分払にて発注者に請求することができる」と規定されているが、契約金額が一括で支払われていた。